

監査委員に

林一夫議員が選任されました

林一夫はやし・かずお、51歳、栄町一丁目(在住)が、議員の中から選任される監査委員として、6月20日の市議会定例会で同意され、6月21日付けで選任されました。

監査委員事務局(☎内線1613)



お知らせ

コミュニティバス

市では市内の交通利便性の地域格差を是正するため、コミュニティバスの運行を平成13年度内に開始したいと考えています。そこで、広く市民の皆さんのご意見をいただくため、市民説明会を開催します。(ご参加ください)

とき・ところ 8月2日(木)午後7時・田無庁舎2階202市民会議室、8月3日(金)午後7時・スポーツセンター1階会議室(保谷庁舎前)

交通計画課(☎内線2472)

平成13年度介護保険料

介護保険料の納付方法について、特別徴収…次のように納付方法について、特別徴収…次のように

参議院議員選挙

新世紀 必ず生きる この一票

7月29日(日)午前7時～午後8時

不在者投票は、7月28日(土)まで 毎日午前8時30分～午後8時(土・日曜日・祝日も同じ) 田無庁舎2階203市民会議室、保谷東分庁舎地下第1A会議室 いずれの不在者投票所でも投票できます。

選挙管理委員会事務局(☎内線2811、2812)

4期の合計額の概ね2分の1になるよう設定しています。特別徴収に該当する方で、平成12年度途中で65歳になられた方や転入された方は、10月から年金天引きとなり、9月以前の方は、お送りする納入通知書でお支払いください。

口座振替について 普通徴収の方は口座振替をご利用していただくため、納め忘れがなく便利です。納入通知書記載の各金融機関、郵便局等でお申し込みください。詳しくはお問い合わせを。

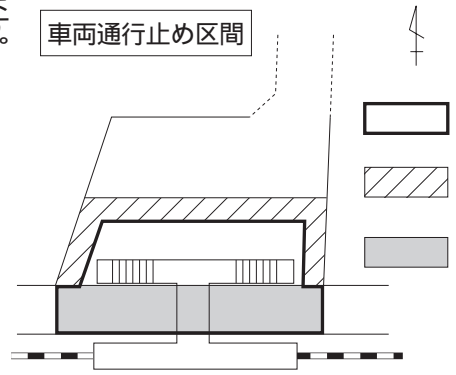
介護保険のパンフレットを全戸配布します。介護保険のパンフレットを全戸配布します。

病後児保育室 「えくぼ」開設 仕事や家庭の都合で子どもの看病ができない方のため、病後回復期の子どもを医療付属の保育室で預りします(利用は事前登録が必要です)。詳しくは、8月1日号の市報でお知らせします。

障害福祉課(☎内線2346)

車両通行止めのお知らせ

保谷駅北口の改修および保谷駅北口広場の整備に伴い、「市道第29号線」の保谷駅北口階段付近の道路の一部を廃止します。このため、7月20日から保谷駅北口階段付近の車両の通行ができなくなり、ご注意ください。なお、歩行者と自転車は、新規の回路で通行できます。



都市計画課工務係(☎内線2415、2416)

経営主体 社会福祉法人睦市大字谷保上新田314-1) 開設期日 12月(予定) 定員 45人(うち西東京市分4人)

障害福祉課(☎内線2346)

漏水の早期発見にご協力

一般のご家庭等の宅内漏水は、特別な工事を除き、道路からメータまでは市が無料で修繕を行っています。早期修繕にご協力ください。

休日・夜間に漏水があった場合は、東京都水道局多摩水道管理室☎042-521-3331へお問い合わせを。

社会教育関係団体が行う事業への補助金申請

市内で社会教育・社会体育活動をしている自主団体が行う事業の一部を補助します。文化系団体と体育系団体

体と別々に説明会を行います。補助金を希望する団体は説明会にご参加ください。

補助金申請の説明会 とき・ところ 文化系団体(青少年団体を含む)：8月1日(水)午後2時・保谷庁舎4階第1会議室A、8月2日(木)午後7時・田無庁舎5階503会議室 体育系団体：8月2日(木)午後2時・保谷庁舎4階第1会議室A、8月3日(金)午後7時・田無庁舎5階503会議室

排水設備工事責任者資格試験実施

日本下水道協会東京都支部では、平成13年度の排水設備工事責任者資格試験を次のとおり実施します。

とき・ところ 10月8日(日)午前10時・拓殖大学地下鉄丸の内線茗荷谷駅西口徒歩5分) 受験料 6千円

受験申込書等の配布

保谷庁舎5階下水道課で7月30日(月)から

高齢者等外出支援サービス事業

市では、高齢者等の方に対して、次のような外出支援サービス事業を行います。詳しくは、高齢福祉課にお問い合わせください。

サービスの内容 リフト付き車両、ストレッチャー対応ワゴン車、介助タクシー(後部座席回転シート付き)による移送サービス、民間輸送業者への運行委託により実施。必要に応じたベッドからベッド対応や複数介助人による階段昇降等の移送サービスの実施

利用対象者 市内に住所を有し、介護保険において要支援および要介護の認定を受け、かつ、心身に障害を有するために一般の公共交通機関の利用が困難な高齢者等(65歳以上の者および、特定疾病者) 西東京市ハンディキャブ(けやき号)の併用はできません。

利用できるとき 通院、入院、退院等老人福祉施設等への

入退所見学等の外出 理美容・観劇・買い物等自立支援のための外出 冠婚葬祭・墓参り等社会的行事等への参加のための外出 については2週間に1往復を限度とします。 については必要と認められる日 利用する方の負担 タクシー運賃実車料金・有料道路料金・有料駐車料金 実車料金は、低所得者減免制度あり

敬老行事に補助金を交付

市では、敬老月間内に、地域の高齢者ご自身を含めた個人・地域団体の方々の企画・参加により行われる敬老行事に対し、補助金を交付します。

実施期間 9月1日～30日(敬老月間) 参加団体等 敬老の行事として催しを行う個人、地域団体等(特別養護老人ホーム等が主催する行事は除く)

補助対象行事・参加人数 「敬老」の文字を挿入した敬老行事で70歳以上の方が15人以上参加 1行事1人とし、同じ人が複数の行事に参加しても参加人数には含みません。

補助金額 1行事(1団体等)に対して3万円

行事例 目的地を定めたウォーキング、カラオケ大会、食事会、料理講習会、囲碁将棋大会、観劇会、演劇会など

申請 8月6日から行事開催の2週間前までに、高齢福祉課(田無庁舎1階、保谷庁舎保健福祉総合センター1階)または各出張所(谷戸・柳橋・中原)、各福祉会館の窓口にある交付申請書に必要事項を記入して、高齢福祉課に提出してください。詳しくはお問い合わせを。

高齢福祉課高齢者係(☎内線2331)

